

## 大村入国管理センター所長 殿

2019年12月3日

### 移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

共同代表 井上幸雄（アジアに生きる会・ふくおか）  
岩本光弘（外国人技能実習生権利ネットワーク・北九州）  
コース・マルセル（美野島司牧センター）  
中島眞一郎（コムスタカー外国人と共に生きる会）

## 第16回大村入国管理センターと 移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との意見交換会 大村入国管理センターへの質問

貴入国管理センターにおかれましては、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との第16回目となる意見交換会をご承諾いただきありがとうございます。以下、意見交換会でご回答いただくための質問書を事前提出いたします。なお、統計数値等のご回答は、質問に時期や期間が特定されているもの以外は、2018年中、及び2019年1月から10月期間中のものをご回答ください。

### I 収容施設及び被収容者の状況について

1. 2019年10月末時点での収容定員と収容人員について、国籍別・年代別(10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50歳以上)の人数及び九州以外から移送されてきた被収容者の割合を教えてください。

(昨年回答)

- ・収容定員 708名 (入力者注：(実行収容定員は男子区400名)は確認漏れ)
- ・2018年10月末現在の収容人員 98名(全員男性)
- ・九州外からの被収容者 89%
- ・国籍別内訳 スリランカ12名、イラン10名、ベトナム9名、ブラジル9名、フィリピン8名、ネパール7名、ペルー6名、インドネシア5名、パキスタン5名、ミャンマー4名、ナイジェリア4名、ガーナ4名、中国3名、バングラデシュ3名、タイ2名、スーダン2名、その他5カ国5名
- ・年代別内訳 20歳代16名、30歳代39名、40歳代25名、50代以上18名

(本年回答)

- ・収容定員 708名 (入力者注：センターの説明では、現在は「実行収容定員」という用語は使っていない。)
- ・2019年10月末現在の収容人員 83名(全員男性)
- ・国籍別内訳 ブラジル13名、スリランカ11名、ペルー11名、イラン9名、ネパール7名、ナイジェリア5名、ベトナム5名、パキスタン3名、バングラデシュ3名、ミャンマー3名、ガーナ3名、中国3名、フィリピン2名、インドネシア1名、スーダン1名、タンザニア1名、インド1名、ウガンダ1名
- ・世代別内訳 20歳代5名、30歳代36名、40歳代24名、50代以上18名

・九州外からの被収容者 約 93%

2. 今後実行収容定員の増員を検討していますか。

(昨年回答) 現時点において、実行収容定員の増員や女性の収容再開の予定はない。

(本年回答) 現時点において、収容定員の増員の予定はない。

3. 2018 年の平均収容期間、2019 年 10 月末時点での貴センターにおける最長収容期間について教えてください。

(昨年回答)

- ・平均収容期間 139.6 日 (2017 年の平均収容期間)
- ・最長収容期間 約 3 年 6 ヶ月 (2018 年 10 月末現在)

(本年回答)

- ・平均収容期間 151.9 日 (2018 年の平均収容期間)
- ・最長収容期間 約 4 年 6 ヶ月 (2019 年 10 月末現在)

4. 退去強制令書発付以来、仮放免許可がなく、継続して 2 年以上収容されているのは何名ですか。同様に 3 年以上、4 年以上、5 年以上、6 年以上は、それぞれ何名ですか。

(昨年回答) 2018 年 10 月末現在 2 年以上 32 名、3 年以上 9 名、6 年以上 1 名

(本年回答) 2019 年 10 月末現在 2 年以上 36 名、3 年以上 15 名、6 年以上 1 名

(記録者注：2018 年、2019 年ともに「2 年以上」とは、2 年以上のすべての年数の合計)

5. 2019 年 10 月末時点で、貴センターで 6 ヶ月以上の長期被収容者は何名ですか。

(昨年回答) 大村入管で 6 ヶ月以上の長期被収容者は、81 名

(本年回答) 大村入管で 6 ヶ月以上の長期被収容者は、80 名

6. 2019 年 10 月末時点で、被収容者の中で刑務所服役後に収容されたのは何名ですか。

そのうち 6 ヶ月以上収容されているのは何名ですか。

(昨年回答) 2018 年 10 月末現在で 36 名 うち 6 ヶ月以上 25 名

(本年回答) 設問に対する集計はない。矯正施設から当センターに直接入所するわけではないため、正確な数値は提供できない。刑事罰を受けている者は 34 件となるが、同一人物の重複も含む。

(以下 7 から 18 は、2018 年及び 2019 年 1 月～10 月での期間中の事項について質問です。)

7. 被収容者の自傷行為は何件ありましたか。

(昨年回答)

自傷の行為が自殺を企図するのかどうかは被収容者の内心に関わる等、客観的な判別が困難なため、その統計を取っていないため回答は難しい。

- ・2017 年 自傷行為 3 件

- ・2018年1月～10月 自傷行為 5件  
(本年回答)
- ・2018年 自傷行為 5件
- ・2019年1月～10月 自傷行為 8件

8. 仮放免が許可されたのは何名ですか。うち帰国条件付は何名ですか。また仮放免許可書で指定された住所地の地方別人数も教えてください。

(昨年回答)

- ・2017年 19件 (うち帰国準備によるもの5件)
- ・2017年 関東地区4名、東海地区4名、近畿地区7名、四国地区2名、九州地区2名
- ・2018年1月～10月 5件 (うち帰国準備によるもの3件)
- ・2018年1月～10月 関東地区2名、東海地区1名、近畿地区2名  
(本年回答)
- ・2018年 9件 (うち帰国準備4件)
- ・2018年 関東地区4名、東海地区2名、近畿地区3名
- ・2019年1月～10月 26件 (うち帰国準備2件)
- ・2019年1月～10月 関東地区10名、東海地区9名、近畿地区4名、九州地区3名

9. 2019年1月～10月の仮放免許可の期間が14日であったのは何件ですか。

(本年回答) 11件

10. 2019年1月～10月に貴センターを仮放免で出所したのち、いずれかの入管機関に再度収容され、貴センターに移収されてきたのは何名ですか。また貴センターの出所から何日後ですか。

(本年回答) 集計なし

11. 「拒食」ののち、仮放免が許可されたのは何名ですか。

(本年回答) 14名

12. 再審情願が認められ、在留特別許可を受け、収容を解かれたのは何名ですか。その在留資格も教えてください。

(本年回答) 集計なし

13. 国費送還者は何名いましたか。そのうち本人の意思に基づかない送還者は何名ですか。また自費で出国した人は何名ですか。

(昨年回答)

- ・国費送還者 2017年 31名 うち送還忌避者は3名  
2018年1月～10月 56名 うち送還忌避者は4名
- ・自費出国者 2017年 58名  
2018年1月～10月 38名

(本年回答)

- ・国費送還者 2018年 68名 うち送還忌避者5名  
2019年1月～10月 50名 うち送還忌避者12名
- ・自費出国者 2018年 44名  
2019年1月～10月 19名

14. 苦情申し立ては何件ありましたか。その内容の主なものは何ですか。

(昨年回答)

- ・2017年 6件
- ・2018年1月～10月 17件  
主な内容は処遇に対する不満だった。

(本年回答)

- ・2018年 21件
- ・2019年1月～10月 11件  
主な内容は処遇に対する不満だった。

15. 宗教行事を希望したのは何名ですか。

(昨年回答)

- ・2017年 延べ492名 ラマダン期間に9名が断食の実施を希望し、給食支給時間を変更する等の配慮をした。
- ・2018年1月～10月 延べ281名 ラマダン期間に13名が断食の実施を希望し、給食の支給時間を変更する等の配慮をした。

(本年回答)

- ・2018年 延べ349名 ラマダン期間に13名が断食の実施を希望し、給食支給時間を変更する等の配慮をした。
- ・2019年1月～10月 延べ290名 ラマダン期間に18名が断食の実施を希望し、給食の支給時間を変更する等の配慮をした。

16. 性的マイノリティーで特別な処遇をした人数を教えてください。該当者がいる場合、どのような立場の方が関わり、どのような処遇をしましたか。

(昨年回答) 該当事例なし

(本年回答) 該当者はいた。本人の意思を確認し適切に対応した。

17. 人身売買被害者と疑われた人は何名いましたか。その国籍別も教えてください。

(昨年回答) 該当事例なし

(本年回答) 該当事例なし

18. 2019年10月末時点で難民認定申請及び審査請求をしているのは何名ですか。

(本年回答) 43名

## II 医療スタッフ及び医療ケアについて

1. 2019年度の医療スタッフについて、昨年と比べて医師、看護師、薬剤師その他の内訳で変化があれば教えてください。

(昨年回答)

\*\*非常勤医師が2名から3名へ変更。うち1名は医師7名のいずれかが交代で派遣されている。診療日は週3回から4回に変更、月曜、火曜、金曜午前、水曜午後に。診療科目別では、内科1名、外科(消化器外科)2名。科目別診療回数では、内科2回(月曜、火曜午前)、外科(消化器外科)2回(水曜午後、金曜午前)。

\*\*これまで常勤看護師2名だったが、新たに非常勤看護師2名を採用。

\*\*歯科医は、常勤医なし。非常勤1名が週1回(金曜午前)

\*\*薬剤師は常勤なし。臨床心理士1名が月2回は、昨年と変化なし。

(本年回答)

\*\*非常勤医師が3名、うち1名は医師6人のいずれかが交替で派遣され実施。診療日は週4回、月曜、火曜、水曜、金曜のいずれも午前。診療科目別では、内科1名、外科(消化器外科)2名。科目別診療回数では、内科2回(月曜、火曜、ともに午前)、外科2回(水曜、金曜、ともに午前)。昨年12月から月1回の午前、精神科の非常勤医師の診察を実施。(入力者注:診察の曜日は未確認)

\*\*常勤看護師2名、非常勤看護師が前年より1名減となり1名。

\*\*歯科医の常勤はなく、非常勤1名が週1回(金曜午前)

\*\*薬剤師は常勤なし。臨床心理士1名が月2回午後に。昨年と変化なし。

2. 2018年及び2019年1月～10月の期間中の、メンタルケアの専門家によるカウンセリングの延べ件数を教えてください。また通訳がついた件数と言語の内訳を教えてください。

(昨年回答)

・2017年 延べ144件

・2018年1月～10月 延べ92件

・通訳が付いた件数は、2017年はない。2018年は10月までに2件(英語、ペルシャ語)。

(本年回答)

・2018年 延べ107件

- ・2019年1月～10月 延べ 82件
- ・通訳が付いた件数は、2018年は6件（英語3件、ペルシャ語3件）。2019年1月～10月は12件（ペルシャ語5件、シンハラ語2件、英語2件、ポルトガル語1件、アラビア語1件、ネパール語1件）。

3. 2018年及び2019年1月～10月の期間中に、外部の医療機関での受診・検査は何件ありましたか。診療科毎に教えてください。そのうち救急搬送は何件ありましたか。

(昨年回答)

- ・2017年 38件（内訳は、皮膚科12件、泌尿器科9件、眼科6件、内科4件、耳鼻咽喉科4件、歯科3件、救急外来2件、その他7件） 119番通報の救急搬送0件
- ・2018年1月～10月 107件（内訳は、皮膚科35件、救急外来18件、歯科9件、眼科10件、耳鼻咽喉科10件、内科7件、整形外科8件、精神科6件、泌尿器科4件、外科3件、その他3件） 119番通報の救急搬送3件で、2018年7月1件、9月1件、10月1件。

1回の受診で複数の診療科を受診する場合があります、総数と内訳の合計は一致しない。

(本年回答)

- ・2018年 150件（内訳は、皮膚科44件、救急外来20件、耳鼻咽喉科19件、歯科口腔外科15件、眼科13件、整形外科13件、精神科11件、内科7件、泌尿器科4件、外科3件、神経内科3件、呼吸器科1件、総合診療内科1件） 救急搬送5件
- ・2019年1月～10月 283件（内訳は、整形外科60件、皮膚科46件、救急外来40件、歯科口腔外科29件、耳鼻咽喉科27件、総合診療科17件、精神科14件、眼科12件、呼吸器内科10件、消化器内科8件、泌尿器科8件、リウマチ科8件、内科4件、肝臓内科3件、循環器内科3件、総合内科3件、代謝内科3件、高度救急救命1件、循環器科1件、神経内科1件、麻酔科1件） 救急搬送7件

1回の受診で複数の診療科を受診する場合があります、総数と内訳の合計は一致しない。

4. 2018年及び2019年1月～10月の期間中に、外部の医療機関に入院したのは何名ですか。また延べ宿泊数はいくらですか。(1人が1泊したら1人泊とする) また2019年10月末時点の入院者数は何名ですか。

(本年回答) 2018年 5人 延べ11人

2019年1月～10月 9人 延べ246人

2019年10月末の入院者なし

5. 2018年及び2019年1月～10月の期間中に、施設内の医師の診察で、被収容者に通訳がついた件数と言語の内訳を教えてください。

(昨年回答)

- ・2017年 1件（英語）
- ・2018年1月～10月 11件（中国語1件、イボ語1件、ポルトガル語4件、ベンガル語2件、ペルシャ語3件）すべて電話通訳による。

(本年回答)

- ・2018年 14件 (ペルシャ語4件、ポルトガル語4件、イボ語3件、ベンガル語2件、中国語1件)
- ・2019年1月～10月 26件 (ペルシャ語12件、ネパール語6件、ベトナム語3件、シンハラ語2件、ポルトガル語2件、ウルドゥー語1件) すべて電話通訳による。

6. 2019年10月末時点で、被収容者の治療のための施設内の常備薬で、どのような種類の病気に対応できていますか。また常備薬は何種類ですか。薬が使用されたのは年間で何件ですか。また昨年と変化しているものがあつたら教えてください。

(昨年回答)

- ・常備薬は11種類で変化なし。使用頻度が多いのは、外用薬(主に湿布、鎮痛薬、感冒薬)。2017年は12,542件、2018年1月～10月は21,813件。昨年比で、被収容者増加に伴い使用数が増加している。

(本年回答)

- ・常備薬は11種類で変化なし。使用頻度が多いのは外用薬で、主に湿布、鎮痛薬、感冒薬。2018年は26,943件、2019年1月～10月は24,800件。外用薬(主に湿布)の使用が増加している。

7. 精神安定剤、睡眠導入剤について変更はありましたか。

(昨年回答)

- ・取り扱う薬剤の変更はないが、医師が必要と判断すれば、新規で取り扱うこともある。

(本年回答)

- ・精神科医師の希望で、新規の精神安定剤、抗精神病薬を受領している。

8. 2018年及び2019年1月～10月の期間中に、施設内でのレントゲン撮影は何名の被収容者に実施しましたか。現在も入所時に実施していますか。

(昨年回答)

入所時の胸部レントゲン撮影も含む。

- ・2017年 182件
- ・2018年1月～10月 142件

(本年回答)

入所時の胸部レントゲン撮影も含む。

- ・2018年 176件
- ・2019年1月～10月 162件 現在も入所時にレントゲン撮影している。

9. 貴センター内で結核を発症した被収容者につき、結核予防法に基づき、専門病院で治

療後に、「非開放性」として貴センターに戻り、WHO設定の投薬期間を完了せず、同意による帰国をさせた理由を教えてください。

(本年回答) 個別の事案については回答は差し控える。一般論だが、結核を発症した被收容者は専門病院で受診、治療させている。

10. 車いす対応(車いすで出入り出来ること)の居住区の定員と、その稼働実績(延べ人泊数)を教えてください。

(本年回答) 車いす対応居住区として、どの程度のものを想定されているか(不明のため)、何とも言えない。居住施設としてバリアフリーに完全に対応し、車いすを一人で操作し何ら不自由なく生活できるということであれば、該当する施設はない、ということになる。車いすのまま入室できる居室は4部屋各3人の定員。

### Ⅲ 被收容者の処遇について

1. 大村入国管理センターの平成31年度(2019年度)予算とその内訳を教えてください。

(昨年回答)

- ・平成30年度予算額 庁舎維持管理費、光熱水料にかかる予算は約8,400万円。内訳は光熱水料約2,500万円、施設維持費約5,900万円。

(本年回答)

- ・平成31年度予算額 1億2700万円

2. 被收容者のための医薬品費の総額を教えてください。

(昨年回答)

平成29年度の実績では、約470万円。平成30年度は上半期で約330万円。1人当たりの金額は算出できない。

(本年回答)

被收容者のための医療関係経費の総額、平成30年度、約1100万円。平成31年度は上半期約1700万円。

(会場での追加質問に) 長期入院の被收容者の入院費がかさんだ。診療点数1点当たり10円が多い。

3. 土日休日や夜間等医師不在時で、被收容者の救急対応が必要な場合に、どのような体制がとられていますか。

(昨年回答)

- ・医師不在時に被收容者の体調不良が認められる時は、体温、血圧等を測定し看護師の助言を受け外部医療機関に搬送する等適切に対応している。急を要する症状の場合には直ちに外部病院搬送、または救急車の出動を要請している。



(本年回答)

- ・ 土日、休日、夜間の医師不在時に被収容者の体調不良が認められる時は、体温、血圧等を測定し看護師の助言を受け外部医療機関に搬送する等適切に対応している。急を要する症状の場合には直ちに外部病院搬送、または救急車の出動を要請している。

4. 被収容者の突然死を避けるために貴センターが行っている対策を教えてください。

(本年回答) 被収容者の動静把握につとめ、体調不良の者がいれば当該被収容者の状況を医療関係者に伝え助言を受けながら庁内診療や外部診療を実施する。

(会場での追加質問に) AED は、各警備室にある。

5. 2019 年 10 月末時点で、昨年度に比べて職員体制と定数で変更があれば教えてください。

(昨年回答) 64 名で、前年度と同じ。

(本年回答) 64 名で、前年度と同じ。

6. 2019 年 1 月～10 月で、処遇部門の職員で、退職又は休職があれば人数を教えてください。2019 年 10 月時点の欠員と休職者があれば教えてください。

(本年回答) 2019 年 1 月～10 月の間、自己都合の退職者 1 名、病気休職者 1 名。

2019 年 9 月末の欠員なし、10 月の病気休職者 1 名

7. 2019 年度の 1 部屋の平均収容人数は何名ですか。

(昨年回答)

- ・ 昨年度と同じ。1 部屋の定員は 10 人。1 部屋の収容人数はおおむね 3～4 名で運用している。

(本年回答)

- ・ 1 部屋の定員 10 人。1 部屋の収容人数はおおむね 3～4 名で運用している。

8. 運動時間、入浴、洗濯などについて、昨年から変更はありますか。

(昨年回答)

- ・ 運動時間、入浴、選択等、昨年から変化はない。シャワー室内に監視カメラはない。シャワー室隣の洗濯室付近に監視カメラはあるが、これは収容区域全体を撮影しておりシャワー室を撮影するものではない。シャワー室出入口にカーテンがあり、シャワー室内を撮影はできない。

(会場での質問に対して)

テレビは、午前 7 時から午後 10 時まで。居室の開放は点呼の午前 9 時から午後 4 時 45 分まで。洗濯機と乾燥機のお金は不要。電話は KDD I。

(本年回答)

- ・運動時間、入浴、洗濯等、昨年から変化はない。

9. 食事について、パターンは約 40 種類等、昨年から変更はありますか。

(昨年回答)

- ・現在の食事パターンは約 40 種類。被収容者の要望等により食材を変更する等よりよい食事の提供に努めている。食事のエネルギー及び栄養については、省令等に基づき適正に設定しているほか、医師の意見に基づき患者食を提供している。また診療において必要に応じてビタミン剤等の処方が行われているほか、食事の摂取に関する医師による指導も行われている。

(本年回答)

- ・現在の食事パターンは約 35 種類。特に変化はない。

10. 2018 年及び 2019 年 1 月～10 月の期間中に、面会者は延べ何名の被収容者と面会していますか。

(昨年回答)

- ・2017 年 延べ 3,247 名
- ・2018 年 1 月～10 月 延べ 2,780 名

(本年回答)

- ・2018 年 延べ 3,523 名
- ・2019 年 1 月～10 月 延べ 4,081 名

11. 一般用面会室の運用につき、1 回で出来る面会申請件数は 3 件、面会時間の制限の可能性、可能な限り 4 室の使用に努めること等、昨年から変更はありますか。

(昨年回答)

一般用面会室は 4 室設置されているところ保安上の理由や隣室の音漏れの配慮から 2 室で運用することはあるが、2 室に限定しているものではなく今後も可能な限り 4 室使用できるよう努める。

(本年回答)

- ・一般用面会室の運用は昨年から変化はない。1 度で出来る面会申請件数は 3 件、可能な限り多くの面会室を使用できるよう努める。

12. 未就学児の面会、あるいは未就学児を連れた母親の面会等で家族面会室を利用したのは何件ありましたか。

(昨年回答)

- ・本年 10 月から一般用面会室 1 室を仕切りのない家族面会室に変更し、親子のスキンシッ

プが図れるようにしているが、現時点では使用実績はない。被収容者からの事前申出を許可しているが、まだ面会が実施されていない。家族面会室の使用基準は18歳未満の子と引率者が対象。その他特別な事情のあるものは個別に許否を検討する。

(本年回答)

- ・昨年10月から一般用面会室1室を仕切りのない家族面会室に変更し、親子のスキンシップが図れるようにしているが、現時点では使用実績はない。家族面会室の使用基準は基本的には18歳未満の子と引率者が対象。その他特別な事情のあるものは個別に許否を検討する。

13. 2018年の、仮放免許可申請の件数と申請の受理から結果を本人に通知するまでの期間の平均日数を教えてください。また被収容者に参考として示している上記の目標処理日数は何日ですか。

(昨年回答)

- ・平均処理日数は、56.2日(2017年中に受理したものより算出)。仮放免は申請人個々の情状、請求理由及びその他の事情等を総合的に判断し、審査期間に係る基準は設定していない。処理日数については、審査精度を高め早期処理に努めている。尚、仮放免許可申請件数は、平成29年(2017年)は199件、平成30年(2018年)は10月末現在で146件。

(本年回答)

- ・平成30年の仮放免申請件数は182件で、平均処理日数は58.7日。目標処理日数については、仮放免の許否については仮放免請求等に基づき、個別の事情毎に諸般の事情を総合的に勘案して判断する。保証金の確保にも時間を要する等、被収容者側の事情により日数を要するケースもある。標準処理時間という一律の基準を設けることは困難。

14. 「仮放免運用方針」名の文書について、この1、仮放免の運用の原則の(2)仮放免を許可することが適当とは認められない者の項目にある「仮放免を許可することが適当とは認められない者(注3)は、送還の見込みが立たない者であっても収容に耐えが難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで収容を継続し送還に努める。」とあります。この「収容に耐え難い傷病者」のとはどのような者ですか。

(本年回答) 慢性的な脳、心臓疾患等の収容に耐えられない疾病に罹患しており、収容施設外における治療が必要な者をさす。

15. 2019年6月24日に発生したN国籍の被収容者の死亡について、直接の死因、なぜ死を防げなかったのか、この案件以降に「拒食」者、被「隔離」者に対する対処で変更・改善したこと、以上につき教えてください。

(本年回答) 死亡事案の詳細については、本庁による調査結果報告書に記載されていると

おり。事案発生後は「・・・しょう者」（対象者？）の動静把握を強化し、異変が認められればより迅速な対応を取ることができるような体制づくりをしている。また、常勤医師を確保できるよう医師会への働きかけ等も積極的に行っている。

16. 2019年10月末時点で、「拒食」とされたのは何名ですか。

（本年回答） 9名